

# 子供の貧困対策に関する有識者会議（第9回） 議事要旨

日 時：平成30年12月3日（月）13:00～15:00

場 所：内閣府合同庁舎8号館416会議室

出席者：

## 【構成員（敬称略、50音順）】

海野 恵美子、金子 孝之、工藤 長彦、榎原 元芳、新保 幸男、末富 芳、  
菅田 賢治、宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、山野辺 幸徳、渡辺 由美子

## 【その他】

宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣

## 【事務局】

小野田 壮 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
川又 竹男 内閣府大臣官房審議官  
牧野 利香 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）  
重永 将志 内閣府沖縄振興局事業振興室長  
平野 統三 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）  
遠藤 雅典 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐  
藤原 朋子 内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任）  
成松 英範 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

## 議 題

- ・子供の貧困対策に関する大綱の見直しに関する検討について
- ・その他

## 議事要旨

### 1. 開会

(宮腰内閣府特命担当大臣)

平成26年8月に閣議決定された、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、これまで、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援といった多方面にわたり政府を挙げて対策を拡充してきた。

大綱の策定から4年が過ぎ、子供の相対的貧困率や生活保護世帯に属する子供の高校への進学率などに改善が見られているが、支援を必要とする子供たちは少なからず存在し、更に改善を進めていくことが重要であると考えている。

このため、先週11月27日、総理を会長とする「子どもの貧困対策会議」で来年度内を目途に新たな大綱の案を作成することを決定した。

そして、新たな大綱案の作成に当たり、この有識者会議において、施策の進捗状況をチェックしていただき、幅広く御意見を頂くこととした。

私自身、着任早々に子供食堂、また、先月22日には、学習支援の現場を視察して、厳しい状況にある子供がまだまだたくさんいることを、この目で見て実感し、自治体、企業、NPOなどが連携してきめ細かな支援を広げていくことの重要性を強く認識した。

子供たちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる社会の実現に向け、どのような方針で子供たちへの支援を充実していくべきか、幅広い観点から忌憚のない議論をよろしくお願いしたい。

(宮本座長)

当会議では、子供の貧困対策に関する大綱の各施策の実施状況の評価・検証をしてきた。今後は、これらに加えて、来年度中に策定される新たな大綱案の作成に資するように、施策の進捗状況を把握して、意見をまとめていくことが求められている。

早速、本日から新たな大綱案の作成に向けた議論をさせていただきたい。

### 2. 政府報告

(内閣府) [資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4](#)

資料1。子どもの貧困対策会議で決定された大綱の見直しについての内容。御参照いただきたい。

資料2。子供の貧困を取り巻く直近の状況と、大綱策定時からの変化について、既存のデータを基に整理した。統計によって子供の定義が若干異なることに留意。

2ページ。子供の数を大体把握するために、便宜的に20歳未満の者の数をデ

ータでとってきたが、直近の数字としては2160万人程度。下の棒グラフが20歳未満の者がいる世帯の数を示している。青とピンクが親子のみで生活している世帯で、直近では約8割となっている。

3ページ。ひとり親世帯の子供数について、直近の国勢調査で実数が出ている。左側の円グラフの赤いところで189万人、20歳未満の子供の大体1割近くとなっている。また、ひとり親世帯数については、直近は横ばいであり、棒グラフが母子のみ及び父子のみ世帯を示しているが、これが大体3分の2を占めている。

4ページ。現大綱でも言及がある児童養護施設の子供数について、直近の数字としては2万5000人を超えるくらいである。

6ページ。子供の貧困率は、所得の状況を示す数字の一つである。国民生活基礎調査と全国消費実態調査と2つの数字があるが、いずれも直近は減少傾向にある。また、右側のグラフのとおり、子供がいる現役世帯のうち、大人が1人の貧困率は5割前後であり、高い水準で推移している。

7ページ。生活保護を受けている子供の状況は、平成に入って以降、平成24年をピークに減少傾向になっている。ただ、2000年以降で見ると、まだ高目の水準であると言える。

8ページ。貧困率は所得の面から見た数字であるが、消費の面から見たデータもいくつか示す。一番右側のグラフで、食料の困窮、衣服の困窮とあるが、二人親世帯でも1割を超える方が、困窮経験があったと答えている。ただし、その数字は減少傾向になっている。

9ページ。生活意識の状況について、中央のグラフは児童のいる世帯の生活意識であるが、直近の数字は6割を超える世帯で、苦しい、又は大変苦しいと答えており、これは全世帯の平均を上回っている。また、母子世帯については8割を超えている。

10ページ。貧困世帯の社会的孤立については、この有識者会議でも様々指摘があるが、やはり、ひとり親世帯のほうが孤立感や、頼れる人がいないと感じている割合が高いということが分かる。

次に、学習及び進学状況。12ページ。高等学校進学率・中退率。左側のグラフの青い数字が全世帯の高等学校進学率。全体では、99%と高い数字になっている。ただ、その一方で、右側のグラフを見ると、青い線で1.3%中退する者もいる。生活保護世帯については、いずれも赤い線で、進学率がやや低く、中退率が高いという傾向がうかがえる。

13ページ。子供の大学等の進学率。大学等には専門学校等も含まれるが、青い線の全世帯73%に比べて、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設の子供たちについては、かなりの進学率の差がまだあるのが現状。

14ページ。高校、大学に進学した後、大人になってどういう学歴構成になっているのかを示したのが一番左側のグラフ。黄色の「大学・大学院」が、若い世代ほど増えており、ピンクの「高卒」が減っているという傾向があるが、水色の「中学卒業者」が各年齢層に5%程度いる。これには高校中退者も含まれる。

右側のグラフを見ると、中卒者は、ほかの学歴の者に比べてかなり有業率が低く、就業に困難を抱えている可能性も考えられる。また、オレンジの高卒の者も、若い世代では若干下がっていることに注意が必要かと思う。

15ページ。これは、有業者に限定して、20歳から64歳の収入額の分布を見たもの。男女で同じ学歴でも大分違うが、同じ性別の中では、学歴が高いほど、高所得の仕事に就いている割合が高くなる傾向が見られる。

16ページ。これは、前々回の有識者会議でも紹介があった文科省の委託研究であるが、家庭の経済社会的背景、ここでは、家庭の所得と両親の学歴の合成指標となっているが、これが高い水準にある生徒のほうが、各教科の平均正答率が高い。それから、経済社会的背景が低い層では、一様に成績が低いわけではなく、平均正答率のばらつきが多い。経済社会的背景が低くても高い学力水準を持つ子供は、保護者の姿勢や働きかけ、非認知スキルの高さといった、経済的状況と直接関連のないことに一定の特徴が見られる。

18ページ。親の就業の状況。これは、両親のいる世帯の就業状況を参考までに見たもの。左側のグラフの一番上の棒で、水色とピンクを足したものが、夫が有業の世帯。両親がいる世帯では、父が99%就業している。一方、母については、子供の年齢や世帯所得によって就業率が若干異なることが分かる。

19ページ。ひとり親家庭の親の就業状況であるが、左側の青い線が父子世帯、赤い線が母子世帯となっており、いずれも8割台ということで、二人親世帯に比べるとやや低い。ただし、直近は若干上昇している。

資料4。大綱に基づく25の指標を示している。いずれも改善傾向にあることを報告する。

資料3。子供の貧困対策の実施状況として、大綱策定以後に実施された主な施策を紹介する。大綱に基づく施策全体という意味では、参考資料2にあるが、余りにも膨大なので、主要施策をピックアップした資料3で説明する。

1ページ目。大綱策定後、すくすくサポート・プロジェクト、ニッポン一億総活躍プラン、新しい経済政策パッケージと、政府方針が策定されてきた中で、子供の貧困対策が充実してきたという経緯がある。

以降、分野別に施策を並べているが、まず内閣府の施策を紹介する。

16ページ。子供の未来応援国民運動は平成27年4月からスタートした。特に力を入れてきたものとしては、子供の未来応援基金があり、民間からの寄付を

募って、NPO等民間団体に対して支援をしてきた。NPO等民間団体と企業とのマッチングや周知啓発にも力を入れてきた。

17ページ。地域子供の未来応援交付金も、平成27年度補正予算で創設した。これまで274自治体に交付決定をした状況である。

(内閣府沖縄振興局)資料3

資料3の9ページ。沖縄の子供の貧困対策事業について紹介する。

まず、上段が子供の貧困緊急対策事業。沖縄県においては、相対的貧困率が全国に比べて約2倍等非常に高い状況にあるといった深刻な状況を踏まえ、子供の貧困対策に集中的に取り組むこととして、平成28年度から平成30年度まで3年間、モデル事業で補助率10分の10で事業を実施している。

事業の内容としては、2つの主な取組があり、1つが子供の貧困対策支援員の配置、もう1つが居場所の運営の支援である。こういったモデル事業の実施により、沖縄における貧困対策事業が軌道に乗って一定の成果を上げていることが確認されている。

取組の状況としては、支援員が114名配置され、約5,000人弱の子供と保護者に支援を行っている。居場所については131カ所で、延べ利用数は年間約29万人で、一日一カ所当たり約14名という計算になる。今後、平成33(2021)年度までは、集中対策期間として事業を継続していく予定。

平成31年度については、当初、10分の10で事業を実施していたものにつき、補助率の見直しを行うとともに、これまでの事業で明らかになった課題を中心に、新規事業で10分の10の事業を実施するという予算の概算要求を行っているところ。

下段が沖縄独自の給付型奨学金。沖縄県については、全国と比べて大学への進学率が低く、専門学校への進学率が高いという状況にある。一方で、沖縄のリーディング産業である観光・情報通信産業において、スキルを持った人材が不足しているという状況を踏まえて、観光・情報通信分野の専門学校に進学した場合に、給付型の経済的な支援を行う事業を平成30年度から取り組んでいる。

給付額については、全国施策の金額と同様の月額2万円から4万円で、給付人数については、今年度160名程度ということで実施している。

(文部科学省)資料3

続いて、文部科学省が行ってきた対策について説明する。

文部科学省としては、大綱で掲げられた当面の重点施策のうち、教育の支援に取り組んできているところだが、大きくは3つの観点から取り組んできている。

1つ目は、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育負担の軽減。

2つ目は、学校をプラットフォームとした貧困対策の推進。

3つ目は、地域の教育資源を活用した対策の推進。

それぞれの観点に立ち、主な具体施策の内容を説明する。

資料3の2ページ。まず、教育費負担の軽減については、幼児期、義務教育段階、高等学校段階、高等教育段階、それぞれにおける負担の軽減を図っているところであるが、幼児教育段階についてのこれまでの取組を記述している。

現在、幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおり、平成26年度には生活保護世帯の全ての子供について無償化をしている。

また、平成29年度に、住民税非課税世帯の第2子について無償化をしている。

平成28年度には年収360万円未満の世帯において、ひとり親世帯では、第1子を半額、第2子以降を無償としつつ、それ以外の世帯では、第1子の年齢にかかわらず、第2子を半額、第3子以降を無償とするなどの負担軽減を実現してきている。

平成31年10月より3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する予定。

続いて、義務教育段階の教育費については、要保護世帯に対する就学援助という制度があり、その給付単価の引き上げに努めてきているところ。

また、現場における就学援助の実施状況の調査や、就学援助ポータルサイトによるきめ細かな広報にも取り組んでおり、平成29年度には、小学校へ入学する前の年度に支給がされた新入学学用品等を国庫補助対象にできるように要綱を改正するなど、必要な援助が適切な時期に実施できるよう、改善を行っている。

また、高等学校段階では、平成26年度から、高等学校等就学支援金による授業料の支援と高校生等奨学給付金による支援を行ってきている。

3ページ。奨学金交付事業についての概要を載せているが、左下にあるように、非課税世帯における、授業料以外の教育費負担の軽減に努めているところであり、右側の表にもあるように、拡充を図ってきている。

7ページ。続いて、高等教育段階について説明する。

高等教育段階では、日本学生支援機構による、奨学金による支援を行っているが、平成29年度には給付型奨学金を創設し、平成30年度より本格実施をしている。現在、2万2800人分の予算を措置している。

また、一番下にあるように、有利子から無利子という流れを加速しており、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与を着実に実施してきている。

また、中ほどにあるが、平成29年度以降の無利子奨学金新規貸与者を対象に

した所得連動返還型奨学金制度につき、現在、導入に向けた制度設計を進めるとともに、システムの開発・改修を行った。

そのほか、国立大学、私立大学の授業料減免への支援の充実等も行っている。さらに、低所得世帯の子供を対象とする高等教育の無償化については、2020年度からの実施に向けて、現在、準備を進めている。

次に、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進について説明する。

現大綱においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけており、学校における学力保障、進路の支援、子供の貧困問題への早期対応などを通じて、貧困の連鎖を断ち切ることを目指している。

まず、学力保障と進路支援の取組としては、家庭環境などによる教育格差の解消に向けて、保護世帯が多い地域などを対象に教職員定数の加配措置を実施している。

また、教育相談の充実のために、福祉の専門家として児童生徒のニーズを把握して、関係機関との連携を通じた支援を行えるようにスクールソーシャルワーカーの配置や、また、心理に関する専門的知見を有するスクールカウンセラーの配置の拡充を進めている。これらによって、貧困、虐待が少しでも低くなるように対策を打っており、これらの重点加配も行っている。さらに、高校レベルでは、定時制や通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立、普及も行っているところ。

最後に、地域の教育資源を活用した子供の貧困対策の推進について説明する。

4 ページ。家庭を初め、図書館等の社会教育施設、NPO等の民間団体、福祉関連機関といった地域の多様な教育資源を活用した取組として、学習習慣が十分に身に付いていない中学生、高校生等を対象に、大学生や元教員等の地域住民の協力による原則無料の学習支援を行う地域未来塾という事業を実施している。

また、高校中退者等の進学及び就労に資するよう、高校中退者等の高卒資格取得を目指した学習相談、学習支援のモデルを構築する事業も実施している。

これらの取組のほか、家庭教育支援チームによる保護者に対する相談対応や福祉関係機関との連携体制の構築、図書館資源を活用した読書機会の充実を図る事業を通じた読書格差の解消に向けた活動、さらには、自然体験活動等への参加費用の支援といったものに取り組んできている。

以上が大綱の閣議決定以降に文部科学省として取り組んできた主な施策の説明である。引き続き、これらの取組を着実に実施するとともに、今回の有識者会議における議論も踏まえながら、更なる取組の充実を図っていきたい。

(厚生労働省)資料3

続いて、大綱策定後の厚生労働省の取組について説明する。

資料3の1ページ。法律あるいは大綱を策定した後、数々の機会を捉えて財源を確保しながら、様々な取り組みを行ってきているが、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つのカテゴリーに分けて説明する。

5ページ。生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業という教育の観点である。平成27年度より、生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援を行っている。

実施率としては、左下にあるが、毎年増えてきている状況である。

実は、先の通常国会で生活困窮者支援法等を改正があり、この学習支援事業については、学習支援に加えて、生活習慣、育成環境の整備、進路選択に当たっての相談支援などを拡充し、それを子供の学習・生活支援事業として強化しているのが、これまでの流れである。

6ページ。ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業は、平成28年度より、それまで実施していた事業を再編し、こちらも学習支援あるいは生活支援の事業を行っている。

先ほど説明したものと同じく、複数の生活学習支援事業が、厚生労働省でもあるいは文科省でも行われているが、これらの事業がしっかり連携をとれるように、我々としてもしっかり支援していきたいと考えている。

8ページ。これも、先ほどの生活困窮者支援法等の一部の改正などで位置づけられたが、生活保護世帯の子供の大学等の進学支援ということで2つある。

一つが、大学等進学時の一時金の創設で、平成30年に進学した者から自宅通学で10万円あるいは自宅外通学で30万円の一時金を給付するもの。

もう一つは、生活保護の基準で、大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置を実施している。具体的には、右下にあるが、こういった形で生活扶助を減額しないように措置を講じている。

続いて、生活の支援に移る。

10ページ。児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付は、平成27年度の補正予算で創設し、平成28年度から実施している。児童養護施設等を退所した方々は、なかなか実家というところがないので、就学だとか就職する場合に、安定した生活基盤が築きづらいこともある。その円滑な自立を実現するために、家賃相当額あるいは生活費等の貸付を行っているもの。10ページの右のほうにあるとおり、それぞれ5年間あるいは2年間の就業継続で、この貸付金を免除するという形をとっている。

11ページ。社会的養護自立支援事業等も、平成29年度から実施している。

一つが、社会的養護自立支援事業で、里親あるいは児童養護施設にいた者について、必要に応じて18歳到達後も引き続き里親や施設に居住して、必要な支援を提供するという。あるいは、生活相談、就労相談を受けられるように



するというもの。

もう一つが、身元保証人がいなくてアパートが借りづらいということもあるので、そういうものに対して補助を行うような事業を行っているもの。

12ページ。就労の関係である。

1つ目、平成27年度から実施しているひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業で、これも貸付金であるが、資格取得をしていただくために、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金、就職準備金を貸し付ける事業である。下5年間引き続き就業すると、その貸付金が免除されるということにしている。

13ページ。ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、平成27年度から実施している。ひとり親家庭の方の中には中卒の方がいるということで、できるだけ資格を取っていただく、あるいは就職しやすくすることも考えながら、高等学校の卒業程度の認定試験合格のための講座を受講する場合に、その受講料の一部を支援するというものである。

続いて、経済的支援の関係。

14ページ。この間の拡充策としては、3つポイントがある。

1つ目、ひとり親家庭に児童扶養手当を支給しているが、この児童扶養手当について、第2子以降の加算額を最大で従前の倍増を平成28年12月支給分から行っている。

15ページ。2つ目、今年度から行っている、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げで、下の図を見ると、全部支給の方の支給限度額を130万円から160万円に引き上げることによって、大体50万人を超える方の児童扶養手当を引き上げるものである。これは、一昨年度行った、ひとり親調査等の結果も踏まえておりが、そのような措置を本年の12月支給分からとることになっている。

15ページの下、児童扶養手当の支払回数について、これまで年3回で毎回4カ月分を支給していたが、大きいお金が入ったり、収入の波があると、家計管理が非常にやりづらいという意見もあったので、来年11月からは、1月、3月、5月という形の隔月支給をする準備を進めている状況である。

### 3．意見交換

(渡辺構成員)

政府においては、子供の貧困対策に精力的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

平成26年に子供の貧困対策に関する大綱ができてから、全国各地でいろいろな施策が進んできたと思っている。

現場にいても、長年取り組んでいる自治体などでは、子供の顔も大分生き生

きとしてきて、伸び伸びと勉強をしている様子が見られるので、是非お願いしたいのは、この良い流れを断ち切ることなく、子供の貧困対策が更に一段と進んでいくよう、子供の貧困がなくなるまで継続的に、内閣府主導で行っていただけると非常に良い。

また、基本的な方針に関して、3つある。

まず、1つ目が、（大綱に定められた）指標を参考にして取り組んでいることは、非常に良いことだと思っている。

皆が一丸となって取り組むというところで、行政の取組とスピードなども非常に速いと思っている。

行政の方の目標意識というのは非常に強いのだが、是非この後は、これを国民一般に向けていくとか、例えば、企業とかいろいろな方たちが、更に進んできてほしい。子供の未来応援国民運動なども、もっともっと広まっていけばいいなと思っている。

特に、非常に重要な教育という観点では、低所得の貧困の子供たちが、高校に行くということができてきた後で、今後は、高校卒業後に、大学や専門学校などに行きたい子は、ちゃんと行けるのだということはどう進めていくかということが非常に重要だと思っている。

まだまだ中には、お金はない子は、高校を出たら働けばいいのではないかという風潮がある中で、そうではなくて、しっかりと、その子が望む進路に向けて進んでいく、それを応援していくということが出てくればいいかなと思っている。

また、そのためには、高校生の世代とか、高校生も含めていろんな支援をしていく中で、是非、企業の方々にもっと入ってきてほしいなと、うちの学習会でも大分企業の方のボランティアが増えてきたが、そういったボランティアとか、体験活動とか、企業を見学させてくれるとか、また、企業の中には、独自で給付型の奨学金をつくっていたり、また、貸与で借りている方が入ったときに、その貸与の返済を支援するような動きもあるが、そういったことをもっと進めていって、やはり、日本国中皆が子供を応援するのだという雰囲気をつくっていただければと思っている。

2つ目が、学校をプラットフォーム化して貧困対策をしていくということで、非常に良い取組だと思っているが、さらに、もう一段、学校だけではなく、行政、地域、また、NPO、企業が入るようなコンソーシアムを組んで進めていくようなことができると良いのではないかと思っている。

3つ目は、子供の貧困対策をする上で、例えば、小学校、中学校と横に切れるのではなくて、生まれたときから、未就学児、幼稚園、小、中、高、その後、大学進学なり就職していきなり、その先に親御さんもある中で、切れ目がない

支援をしていくためには、やはり、いろいろなステークホルダーが一丸となって取り組んでいくようなことができればと思っている。

先日、大臣にお越しいただいた江戸川区でも、行政が上手くハブとなりながら、職の支援と教育の支援と就労支援をつなげていっているのも、そういったことを進めると良いのではないかと思っている。

最後に、経済的支援ということで、児童扶養手当の拡充などは本当に進んでいるが、非常に重要な視点だと思うので、特に、現在、税の再分配が非常に偏っているところで、どうやって、日本国中で子供たちを応援していくのかということ、今後も議論できればいいなと思っている。

(山野辺構成員)

市町村の立場から意見する。大綱の基本的な方針の中にも貧困の実態を捉えるといった記載がある。そうした中で、矢吹町としても、積極的に実態を把握したところだが、視点を変えると、行政が家庭の問題まで、そこまで突っ込んでやらなければならないのかといった意見も聞こえてくるのが現状である。

そういった意味で、各市町村の実態把握という部分では、まだまだ市町村において格差があるのではないかと思っている。

私どもも計画はできたが、次の事業展開はなかなか進まないというところで、できることと、できないこと、都道府県、国、市町村の役割というところで、さらに、今度は市町村の貧困対策が進んでいる市町村、遅れている市町村といった事業格差みたいなものも出てきているのかなと感じている部分がある。せっかく良い流れができていますので、次の大綱においても継続した子供たちの支援活動というところはお願いしたいと思っている。

もう一点、貧困という言葉について、内部的に使用する分には良いが、外部発信する言葉としては、なかなか市町村としては難しいという実情がある。

そうした部分においても、名称の変更まではなかなか難しいとは思いますが、違った形で、貧困に代わる名前も検討いただければと思っている。

(山野構成員)

私も非常に施策を進めていただいて、子供の貧困という意味が、絶対的貧困だったのが、相対的貧困という捉え方が、国民に随分広がったなと思う。いつも講演や研修で同じクエスチョンを4つ出して、子供にとって一番必要なものは何かを聞くのだが、答えとして初めは夕食だけだったのが、今は、かなりたくさんの方から、お誕生日のプレゼントであるとか、親子でのお出かけということも挙がるようになった。

そういう意味では、いろいろな子供の貧困対策の施策を打ってくださって、成果が出ているところだろうなと思っている。

その上で、私が気になっていることが3点ある。今の政府報告を聞いていて

も、いろんな制度設計を打ってくださっている。児童扶養手当、就学援助、それも額を広げていたりするが、そもそも届いていない、そもそも受給の手続をしていない、アクセスしていないという方がいる。当会議でも報告したが、私に関わった沖縄の事業評価や、大阪の10万件の子供の実態調査によれば、貧困ライン、つまり等価可処分所得の中央値の半分以下の方のうち10%から15%近くの方が支援にアクセスしていないという現状がある。

そのため、子供たちがいろんな施策にアクセスできることが非常に重要で、それを親のせいにせずに、アクセスできるいろいろな機会を子供たちが選んでいける、伝わっていくということはどうやって届けるのかというのが1点目。

福祉と教育の連携とかという曖昧な概念ではなかなか難しく、本日もまさに『学校プラットフォーム』という本を皆さんに机上配付したが、この本でも書いたように、学校プラットフォームという意味は、教師が何かするとか、学校が何かするという意味ではなくて、先ほど渡辺構成員も話されたように、学校の中に、地域や企業が参画していきながら、非常にしんどい子供たちにきちり支援が届いていく。学校の中がモールみたいになって、そこにはいろいろな教室があって、ここでは親の支援をしている、ここでは学習支援をしているというような、誰もが行くところで、誰でもアクセスできるというような意味である。是非、そういうものがつくれないかというのが2点目。

今の大綱の、切れ目がないとか、学校プラットフォームという文言のところを、どう深めていくかという提案でもある。

3点目は、今、山野辺構成員も話された、貧困というものが恥ずかしいこと、子供にとって自転車を持っていないから遊びに行けないことが恥ずかしいことになるということ自体が、やはり、価値観とか文化の問題なので、そこをどうしていくのか、スティグマ、レッテルを貼るようなことになる、そこから脱出できるような国、子供に優しく、自転車を持っていないことは恥ずかしいことではないというような、そういう文化をどうつくっていくのかという大きな理念の話である。

(武藤構成員)

私は、社会的養護の分野から見えてくる子供の貧困対策ということで、問題提起をしたい。

4年前からすると、着実にいろいろな制度ができているということで評価をしているところである。ただ、幾つか課題があって、私も3点指摘をしたい。

1点は、貧困、それから、私たちの社会的養護の分野からすると、児童虐待の問題、この部分が世代間連鎖という点では、やはり、相当の期間を要するなという実態である。何年間か取り組んだから、すぐ改善するという課題ではないだろうと思う。

そのため、子供の貧困対策も、この後5年、そのまた5年ということで、やはり、10年、20年かけて、様々なシステムをつくっていかないと、この世代間連鎖という部分については、やはり、日本全体としても改善できないのではないかと考えている。

虐待の問題からすると、命も危ない子供たちということで、虐待死する子供たちも全然減っていないという実態、それから、虐待相談も全く減っていないということなので、貧困もさることながら、やはり、子供たちの命がきちんと保障できる、それから、不適切な養育を親から受けないというようなシステムを、もっと大々的に展開しないといけないのではないかと考えている。

どうも虐待の問題の根底には、貧困の問題は、とても大きな課題ということであるので、この貧困対策についても、もっともっと取り組んでいかなければいけないのではないかと考えている。

もう1点は、地域格差の問題である。非常に積極的に子供の貧困対策に取り組んでいる都道府県や区市町村があると思う。ただし、まだまだ十分取り組んでいないところがある。ここは、国全体のあり方について検討するところなので、真に子供の教育や養育に大きな差をつけないというようなことを含めて、もっと各都道府県、区市町村、地域において貧困対策の取組の大きな格差がないように、やはり、国が、企業も含めて、制度も含めて、日本全体を網羅するような、地域格差がないような取組を、もっときめ細かく、あと5年間はやらなければいけないのではないかと考えている。

もう1点は、18歳成人の制度に関してである。

私たちの現場から見ると、18歳で成人ということになっても、社会的な自立ができるかとなると、親から十分な養育を受けていないという子供たちが多いので、なかなか18歳で成人というのは難しいのではないかと考えている。（これまでの会議でも）いろいろ意見をしたところ。やはり、なかなか18歳になっても、20歳になっても、22歳になっても社会的自立ができない子供たちはいっぱいいるため、場合によっては、18歳成人となるまでに、あと3年半あるのだから、是非、18歳から、少なくとも22歳、できれば25歳ぐらいまでの自立支援、社会的自立ができるようなシステムをつくっていかないといけないのではないかと考えている。

場合によっては、新しい法律の枠組みをつくるということも含めて、問題提起を是非したいと考えている。

（菅田構成員）

まず、この4年間の成果ということで、資料4で25の指標の成果を一覧表にしてもらった。いずれも数字は非常に上がっているの、これは評価をしたいと考えている。担当された各部局の方々の御苦労があったと思うので、感謝申

し上げる。

私は母子生活支援施設、母子家庭の支援をしているが、貧困に苦しむ子供の所属する世帯の多くは、ひとり親世帯、それもとりわけ母子家庭であるということは、皆さんも御存じだと思う。母子家庭への支援も、やはり、今後も積極的にしていただきたいという気持ちでいっぱいである。

ちなみに、厚労省のひとり親世帯の調査は、5年に1回やっているものだが、平成22年の母親の収入が223万円、5年後の平成27年の母親の収入が243万円ということで、5年間で10万円以上上がったわけだが、約240万円の年収でどう生活していくのかということ、本当に厳しい状況なのかなと切実に思っている。

それから、細かいところを1つだけ言うと、厚労省から説明があった、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、是非拡充してほしいと思っている。

私ごとであるが、私の子供が中学校を卒業した後に専門職になった。二十歳でやめて就職しようと、東京に出て履歴書を何十社に出したが、最終学歴は中卒のため何処も採用とならなかった。やはり、99%が高校に行くという時代で、中卒の子が就職するというのは、本当に厳しい状況。

うちの場合は、新宿の都立高校に行き高校を卒業したが、とにかく高校をやめないこと、それから、もし、高校をやめたり、行けなかったりした場合には、高卒の資格を取ることと、そういう支援はとても大切なことだと思っている。

(末富構成員)

私は、とりわけ教育学が専門なので、教育支援については、特に現在の大綱において、非常に精力的に内閣府、文部科学省、厚生労働省の皆様が取り組んでいることには、本当に感謝する。

細かいことには一々言及しないが、とりわけ学校プラットフォーム、チーム学校など、そして、学校外の学習支援などを通じて、多くの子供たちが支援にアクセスできるようになったということは、本当に大きな意義を感じている。

こうした成果を一層多くの子供たちに広げていく際に、幾つかの大事な視点があると思われる。

一つが、指標にも関係があることなのだが、確かに日本のひとり親、特に母子家庭世帯の貧困、生活保護世帯、社会的養護の子供たちという最も厳しい状況の方々からの取組ということが、現行の大綱では意識されていると思う。

ただ、それと同時に、これまで内閣府が推進してきた地域子供の未来応援交付金を通じて、各地域で子供の貧困の実態が明らかになっている。

とりわけ地方部においては、相対的貧困の半数弱が二人親世帯であるという自治体もあるので、ひとり親だけではなくて、二人親でも困窮というケースが自治体の調査だけではなくて、実際に地方に行って子供の貧困対策の検証をす

ると、非常に多く挙げられるので、現在のひとり親支援の枠組みを、どうか、困窮状態にある二人親支援にもつなげていただけるようにということをお願いしたい。

もう一つ、教育分野においては、現在、例えば、文部科学省では、日本語指導が必要な子供たちへの教員加配に取り組んでいるが、外国につながる子供たちというものが学校現場で急増している。

国勢調査の再集計では、実は外国につながる子供たちは、高校進学率が日本の子供たちと比べると低い。例えば、フィリピン系の子供たちだと、16歳の就学率は70%に到達していないというような研究も出て来ており、外国につながる子供たちへの支援というのも、現在、恐らく実際に困窮であり、かつ、将来的に貧困が連鎖してしまうということ所以说、日本のみならず、先進国共通の課題が外国につながる人々、子供たちの貧困対策である。こうしたものも大綱の中で、どのように日本社会として取り組んでいくのかを検討してもらえると幸いである。

最後に、ライフステージをつないだ支援というものを、内閣府、それから、現在の大綱で示していただいたことは、大変大きな意義があると思っている。

例えば、18歳以降の支援というのも、切れ目のない支援、それから、ライフステージをつなぐ支援ということでは大事だが、もう一つお願いしたいのが、乳幼児期の支援である。現行指標では、実は乳幼児期の指標が大変少ない。併せて、人の一生の中で一番大事なのが、やはり乳幼児期ということで、現在、政府でも新しい経済政策パッケージにおいて、幼児教育の無償化に取り組んでいると思うが、それと歩調を合わせる形で、子供の貧困対策に関する大綱も乳幼児期から始めていただくと、一層大きな効果を上げることができるのではないかと考えている。

(新保構成員)

今、末富構成員が話されたような、乳幼児期からの支援というのは、今後、次の5年間の大綱で検討をすることとすると、特に重点を置くべきことであろうと思う。

それを考える上で、この5年間を振り返ってみると、教育支援を中心とした進学ということについて、かなり力を入れていただいたという気がする。そして、かなりの成果を収めてきているだろうと思う。

子供の貧困ということ、私は第1世代と第2世代以降に分けて考えている。

貧困の第1世代というのは、子供が生まれて、ある程度成長した、中学校や高校生の頃になって、親が失業したり、死亡したりすることをきっかけとする貧困である。

貧困の第2世代以降というのは、子供が生まれた瞬間から、もう貧困の状態

にある、つまり、親が貧困の状態で子供が生まれるという状態のことである。

今までの5年間を見ると、第1世代を意識しているかどうかは別として、第1世代対応の政策とすると、かなり優れたものであったと思うが、第2世代を意識した政策というのを、これから進めていく必要があるだろうと思う。

その第2世代を考えると、未富構成員から話があった、生まれてから小学校に入るまでの時期、特に乳幼児期、特に保育園に入る前までの時期ということも含めてスタートしていくということが一点必要だろうと思う。

もう一点は、出産前後のことである。これは、ライフサイクルとか、連鎖を防ぐということについて、切れ目のない支援を行うということが必要であるということは共通認識ができていくかと思うが、児童虐待、そして、DV被害を受けた女性たちが、DV被害のもとで出産をするという状態になる。この女性保護と関連づけながら、DV被害を受けて出産をし、経済的にもものすごく貧困で、かつ、心がとても疲れた状態の中で出産をせざるを得なかった女性たちが、真剣に子供を育てる、そして、安心して子供を育てることができる、そのための勇気を得ることができる、それに向けての支援というのが、今後、貧困の第2世代ということを考えて、特に重要ではないかと思う。

( 栗原構成員 )

当事者として、これからの大綱の見直しという点について、2点申し上げる。

まず、1点目に関して、若者や子供、当事者の声をもっと拾ってほしい。これが、誰のための大綱なのかというところで、やはり、子供や、実際に貧困状態にある人たちが何を感じ、何に困っているのかというところをもっと感じてもらいたいと思っており、これについては、具体的にもっと機会を増やしてもらいたい。

例えば、このような場に、学生や当事者が声を上げるような機会を増やしたり、若しくはこの会議に付随したような場で、学生や子供自身がどのように考えているのかということ吸い上げるような場を設けたりしてもらえたらと思っている。

そのためにも、自分自身、この大綱を見たときに、やはり、もっと見やすかったり、読みやすいという部分が必要なのかと思っている。

先日あすのばという団体で、子供の貧困対策に関する大綱の見直しについて、学生同士で議論を行った。そのときに、この大綱自体は知っているという学生は多かったが、読んだことがないという人がとても多かった。

その理由としても、やはり、読んでも何が書いてあるのか分からないとか、とても難しい言葉で、何を意図しているのかが伝わらないという部分があったので、子供も含め、当事者自身が、それは何を意味しているのかということより分かりやすくした、大綱の違うバージョンなどをつくってもらえたらと思



っている。

もう一点に関して、進学や就職といったゴールを達成した、その先の支援というものが必要かと思っている。

現状、この大綱を見ていると、トンネルを抜けるまでの支援というのにとても力を入れているのかなと感じるが、その先、例えば、大学に進学した後、就職した後、その後の支援がどうなっているかという部分で、例えば、自分の仲間でも、大学に進学したはいいけれども、結局、アルバイトに時間をかけなければいけなくて、学校に通うことができていない、若しくは、就職したはいいけれども、奨学金の返済に時間やお金がかかってしまって、また、そのときにどこに相談に行けばいいのか分からないといった問題がある。

だからこそ、そのトンネルを抜けるまでの支援の、その先の自立支援という部分に力を入れてもらえたらと思う。

(工藤構成員)

簡潔に5つ意見を言う。

民間の奨学金団体の目標でもあるが、まず、1つ目は、大学進学率を上げること。少なからず、一般の平均と同じくらい。先ほどの表にもあったが、大学等進学率が、一般は73%にもかかわらず、ひとり親家庭は58.5%、生活保護世帯は35.3%、この大きな開きを何とか縮めることが、非常に目に見えた貧困対策になるし、貧困を脱出する鍵は、やはり教育にあるということを信じて、何とかそうしたい。

ましてや、これから高度な教育を受けていないと、AIとかロボット化時代に仕事がないというようなことになってしまったら、せっかく我々国を挙げての貧困対策が、榎原構成員が言ったが、未来が約束されていないという状況であれば、非常に悲しいことになるということである。

2つ目は、よく社会的孤立の深刻化防止ということで、大綱にもあるが、ソーシャルワーカーの充実云々の中で、教育心理というようなことを少し意識して、刈谷先生がインセンティブデバイドとか、湯浅先生が自分からの排除と言われていることがある。制度はあっても、それを利用しようという意欲がわかなければいけないのではないかと。やはり、そういう専門家もどんどん入れて、未来に向かって意欲を込めて頑張っていこうという子供にしていかなければいけないと思う。

3つ目は、制度の組み合わせによる経済支援ということで、これは、うそであってほしいが、ある家庭が、祖母が老齢年金を受けているから、一家の中に2つの公的援助はできないから、児童扶養手当は受給できないと窓口で言われたというようなことがあり、これは、本当であれば、本当かともう一回聞かなければいけないのだが、各自治体によって、現場で、もし、そういうことをや

っているようであれば、国が、厚労省、文科省が一生懸命頑張って良い制度をつくっても、それが現場の窓際で曲げられてやられていたのでは大変なことだと思う。そういう状況であれば、犠牲者というのが、目の前でどんどん生まれてくるわけだから、そういうことを何とか、そういうことではないということで、しっかり徹底していくということも同時にやっていかないといけないと思う。

4つ目は、山野構成員からも声があったが、実際に山野構成員が現場で調査されているが、大綱にも書いてあるので、こういった全国調査はもう一回しっかりしなければいけない。これは是非やってほしい。

何と貧しい人ほど、一番所得最下位のほうにある人の14.5%が制度を利用してきていないとか、知らなかったとか、もし、知っていたとしても、誰も具体的に指導しなかったから利用できないでいる、書類一つ書けないで、もう諦めたという人が、もしいたとしたら、そういうことがないように、きめ細かく利用してもらわないと、貧困率は下がらない。先ほどの大きな目標も達成できないと思う。

最後は、保護者の就労支援ということで、成果は少しずつ上がっていると思うが、やはり、母子家庭においては、家で子供を育てながら働かなければいけないので、在宅で就業できるということをしっかりとつくっていくべきではないかと思う。

(金子構成員)

子供の貧困対策については、大綱の策定を受けて、国においても、予算措置を含め、様々な施策事業の充実を図っていただき、感謝申し上げます。

各自治体においても、地域の実情に応じて取組を進めているところ。

これまで、関係機関、各種団体の取組により、子供の貧困に関する指標も全体として見ると、改善基調にあるかと思うが、一方で、貧困率や、ひとり親家庭の指標など、個別の指標、また、これまでの各構成員から紹介があった事例等を見ると、依然として、子供の置かれた状況は非常に厳しいものと認識している。

大綱の見直しに当たり、現大綱の基本的な方針の中に、2として、成長段階に即して切れ目なく必要な施策を実施とある。学齢期、義務教育の時期については、5に学校をプラットフォームとして位置付けて対策を推進するとあるが、これまで、各構成員の皆様から報告、提言があったが、学齢期前、学齢期後について発言する。

未就学の時期については、親など信頼できる大人に囲まれて、触れ合う中で、情緒面の発達や基本的な生活習慣を会得していく、将来、子供の人生にとって非常に大きな影響を及ぼす時期だと思っている。

このような時期に、特定妊婦のようにリスクを抱えた妊娠、出産、子育て家庭の孤立感、育児不安、児童の虐待等、子供の貧困に深く関係する課題が顕在化する時期でもあるので、生活面、経済面など総合的な対策を着実に実施していくことが重要だと考えている。

義務教育終了後、いわゆる若者期についても、児童養護施設退所後の支援については、これまで何度か話があったところだが、乳幼児期を含めて、様々な生育環境、家庭環境の中で、困難な状況で過ごされてきたお子さん方が希望する進学、就職がなかったとしても、何らかの事情で挫折、断念し、学校を中退したりとか、会社を退職、失業、ニート、引きこもりなど、自立できないような状態が生じることも多々あると聞いている。

また、仮にこういった状況が起きた場合についても、再度そういった若者が社会参加や自立に向け、新しく踏み出せるような個々の状況に応じたきめ細かな支援策が必要ではないかと思っている。

このようなことから、子供の貧困対策を更に推進していく上では、乳幼児期からの早期の支援、また、義務教育終了後の若者支援、これらが義務教育課程の前後で支援が途切れることのないように、児童福祉や母子保健、児童虐待防止、子育て・若者支援など、これまで実施してきた各施策の進捗状況を踏まえて、方針に盛り込んではどうかと考えている。

また、困難を抱えた家庭の中には、支援が届いていない世帯がある。

例えば、子供に十分な養育環境をつくれぬ世帯であるとか、親の健康問題などで複合的な問題を抱えていて、困っている世帯の中には、行政の支援対象となり得る方もいると思っている。

こういった支援を要する方の的確な把握であるとか、行政が確実に支援を届けるための相談支援体制あるいはアウトリーチの一層の充実を図るという視点、また、子供の貧困対策の施策対象を、他の関連施策とも有機的に連携をしながら、幅広く捉えて、取り組んでいく必要があると思っている。

(海野構成員)

ここ10年で急激にいろいろな制度が制度化されて良くなかったとは思いますが、なかなか学習支援を受けたからといって、必ずしも奨学金を受けられるわけではない。では、何%ぐらいが奨学金を受けられるのだろうか、大学へ行けるのだろうか、そういう不安もまだまだある中で、やはり、昔は子供に手に職をつけるような学校がたくさんあった。今、工業高校なんてほとんど聞いたことがないし、それに、大学に行くだけが人生ではないということも覚えておく必要はあると思う。

やはり、能力には限界があるので、幾ら学習支援を受けたからって大学に行けるとは限らないという限界もあると思う。

そこのところも、手に職をつければ、いずれは社長になる機会もあるのだというように、また、子供の未来も開けてくるのではないかなと思っている。

また、今、起きている問題としては、やっと子育てした、その後から、今度、おじいちゃん、おばあちゃんの親が介護に入ってしまう。そうすると、今度、都会では特別養護老人ホームというのは、10年待ちで、出来た途端に100人待ちという状況になる。

そういうような状況の中で、結局は、母親は仕事をやめなければならなくなる。介護をしなければならぬ。では、生活はどうするのか。

例えば、50代で親の介護をしながら10年経った、では、60代になって改めて仕事をしようと思ったときに、今までの仕事のようなものがあるのだろうか、先行きが全く不透明である。

そういうことを考えると、やはり、子供の人生は、貧困はどこまで続くのか、限界があるのであるかと、いつも疑問に思っている。安心して暮らせるような世の中に、もう少ししなければいけないのではないかと。子供の貧困だけではなく、それが永久に続くようなことが問題なのだろうと思う。そこに考えを持っていかないと、やはり、子供も安心して働くこともできなければ、結婚して子供をつくることもできない。そして、親の介護を引き受けると、若い夫婦は、結局、介護のほうに行くのなら離婚、そういう結果になってしまって、離婚家庭が増えてしまう。そういう現実もたくさん見てきているので、長い期間を考えながら貧困は考えなければいけないのではないかと、改めて感じている。

(宮本座長)

この5年間の中で、官民を挙げて大変大きな展開があって、今ではマスコミなどでも、かなり多くの記事が取り上げられている。そういう意味では、大綱の成果というのはあったと思う。

そこで、もう一度見直してみると、この大綱の作り方の順序というのが、例えば、子供の進学の問題、学習支援の問題、生活支援の問題となって、子供に何をすればいいかと、こういう順序になっていて、最後のところで親が出てくるのである。親の就労支援と、それから経済支援と、なっている。

もう一度、この問題を整理してみると、子供の貧困の原因になっているのは、世帯収入が少ないということである。

この間の活発な全国の取組を見ていると、よく言われるとおり、子供食堂、それから、子供の学習支援、これだけが大きく取り上げられるような状況があるのだけれども、そこに来ている子供の家の経済的な原資、この問題に関しては、まだまだ取組は全く遅れた状態にあって、親がきちんと仕事につけて、生活できるだけの収入が得られれば、そのほかの問題というのは、そんなに大き

な問題ではないはずだけれども、一番難しい大きな問題が残っていると思う。

そういう点で言うと、大綱の目次の順番も、親の就労支援と経済支援、これを最初に出したほうがいいくらいに、やはり、強弱のつけ方をもう一度見直す必要があるのではないかという感じがする。

とりわけ、ひとり親家庭、大半が母子家庭だが、女性が働いて得られる所得の少なさ、それから、仕事の不安定性というものが解決できない、今、海野構成員が言われたとおりだが、そういう状態の中で、しかも、離婚家庭は増え、シングルが増えていくという状況の中では、貧困はなかなか解決できない。やはり、労働問題をきちんと位置づけることが必要だと思う。

そういう点で、労働に関しては、子供の貧困は基礎自治体がベースでやることになっているが、基礎自治体は、労働に関しては非常に弱い、もともと歴史的に市町村は労働を扱ってこなかったわけだが、その自治体が、まず、母親が安定した仕事につけるような施策をできるかどうかということが問われていると思う。これは、宿題であるが、これから考えていかなければならないことだと思う。

それから、先ほども話に出たが、母子世帯だけが貧困ではなく、両親そろっていても貧困という話、これも、まさに日本の特徴であるけれども、とりわけ地方へ行くと、両親が働いても生活がまともにできないというような問題、これは地域格差だけれども、その点で貧困も地域格差があるということも、もっと厳密に見据えて、とりわけ労働環境が非常に悪い地方の問題について、もっと取り上げなければいけないだろうと思う。

それから、女性の問題は、大きくなっていく過程の中で、男の子とは違う問題を抱えているわけだけれども、特に、例えば、高校の現場でよく言われていることだけれども、女の子は、常に家庭の状況に左右されて、時には働けと言われ、時にはうちで介護せよと言われ、翻弄される。そして、そのまま実社会に出ていって、性的被害にも遭いやすいし、貧困であればあるほど、子供を早く産むような状況にある。

そういう女子の保護の問題とエンパワーメント、このあたりをもっと強化する必要があるのでないかという感じがする。

(末富構成員)

今の宮本座長の指摘は、実は教育支援の分野から見ても、全くそのとおりで、教育だけ頑張っても子供の状態というのは、例えば、将来こうなりたいとか、大学に行きたいというような意欲がわくような状況にはならない。やはり、保護者の状況が安定しない限りにおいては、教育の支援というのは、幾ら子供だけにしても効果が生まれにくい。あるいは積み重ねた効果が保護者の状況の悪化によって、かなりマイナスになってしまうというケースもあるので、教育の支

援が効果を発揮する前提として、やはり、経済的支援、それから、生活面の支援といったことについての関係の整理、教育支援とともに生活の支援、経済的支援を充実させていくことが子供の貧困問題の解決につながるのだというような支援の間の構造化ということが、恐らく大綱に求められることだろうと考えている。

もう一つ、子供の貧困問題については、現在の大綱、それから、現在の子どもの貧困対策の推進に関する法律でも、国の課題として位置づけられているのだけれども、ともすれば、社会では、まだ貧困自己責任論というもののイメージだけが横行して、しばしば心ない貧困の当事者バッシングを引き起こしてしまいがちな世論というものを懸念している。

できれば、やはり、子供の貧困問題自体を社会全体で受けとめ、取り組むべき課題なのだとすることを、より一層明確に位置づけていただくことで、心ないバッシングというものも減っていくのではないかと考えている。

(山野構成員)

宮本座長が言われたところは、本当にそのとおりで、例えば、大阪府の報告書で言うと、世帯収入、それから、労働というところから始めている。

やはり、貧困対策なので、収入のところが一番。それに、かかわってソーシャル・キャピタルだったり、ヒューマン・キャピタル、つまり、社会関係とか、子供の自己効力感とか、力が影響していくと、やはり、そういうストーリーではないかなと思う。

そこで質問だが、今、宮本座長も、労働問題は基礎自治体としては弱いとの御指摘だったが、そのあたりをどんなふうに考えていけばいいのか、例えば、細かい例だが、母子家庭の母親を採用した企業にインセンティブを与えていくみたいなプランをつくらうという話も大阪で出たりもしている。

それを国を挙げて何か前へ出さないと、なかなか自治体ではできない、やるなら国だろうと言われることもあるので、そのあたり、どう考えたらいいのか教えてもらえたらと思う。

(宮本座長)

生活困窮者自立支援制度の枠組みと、かなりかぶっていくわけだけれども、生活困窮者自立支援も基礎自治体単位で、今、進行している。困窮している生活保護手前の人々に対して、生活保護に落ちないための支援ということで、労働というのは非常に重要なわけだが、基礎自治体で積極的に労働に取り組めるだけの力量を持っている自治体は非常に少ないと言われている。

というのは、労働というのは、今までは国の事業であり、その後、都道府県のところくらいまでは来たわけだが、基礎自治体は労働部局を持っていない。したがって、例えば、地域の企業等との連携があるわけではなく、経験も蓄積

されていない。

そういう実態の中で、困窮者の就労自立というようなことをやっているわけだが、このあたりは、子供の貧困だけではなく、各世代の貧困に対応した基礎自治体のあり方の見直しという問題があると思うし、そういうふう指摘されている。

そういう意味で、行政と地元の企業と、そして、支援を必要としている人たちが、きちんと連携する中で、少しでも生計が成り立つ仕事を開発しなければいけないし、そこにうまくつなげていくようなマッチングの機能も必要だと思う。そのあたりのところを、次の作業の中で考える必要があるのではないかと思う。  
(渡辺構成員)

今、構成員の方々のお話で出てきた中で、虐待の問題は、とても大きいと思っており、特に、乳幼児から未就学まで、要は死亡率でいっても一番死んでしまうのが出産直後みたいなところから始まって、小さいお子さんたちは、家庭の中でどうしても孤立されていく中で見つからずに、死に至る。学校に入っていくと、学校に来ていない子をスクールソーシャルワーカーが見に行ったりとか、いろいろな中で(支援に)つながるのだけれども、やはり、出産前から小学校に入るまでの小さい間のところをどう貧困対策していくかというところが、虐待の対策にもつながっていくと思うので、虐待の対策も、今、国として進んでいく中で、どう連携をしてやっていくのかとか、要は、虐待の家庭に行ってみたら、やはり、収入が低かったとか、そういうことが出てきた中で、どういうふうに支援をしていくかのモデルができるの良いというのは、今、話を聞きながら思った。

もう一つが、親の就労支援で、生活を立て直していくということは非常に重要だと思うが、もう一つ、私たち学習支援をやっている中で、逆の効果というか、子供が学習支援を受けて意欲が出てくると、親が割としっかりしてくるといような話がある。例えば、横須賀市の調査でも、生活保護家庭の学習支援を受けた子供の後追い調査をしたときに、子供が学習支援を受けて、全日制の高校に入ると、その3年後とか5年後とかに、その家庭が生活保護から抜けている率が、全日制ではなくて、例えば、定時制だとか、高校に行かなかった家庭に比べて、非常に上がるという実態がある。

私たちも支援していて、例えば、足立区だと、居場所型で、非常に家庭状況も厳しい、大変な家庭の子供たちをお預かりしているが、ふと振り返ったときに、お預かりしている子供の家庭は崩壊していない。話だけを聞いていると非常に大変な家庭なので、それこそ、親が失踪したりだとか、そのようなことがあってもおかしくないような家庭なのだが、何となく学習支援をする中で、保護者の方と様々な連絡をしたり、子供の高校をどうするとか、そういう話をし

ていく中で、何とか家庭ももっていると感じることがある。子供が（支援に）つながることで、家庭に対しても良い効果があるのではないか。

もう一つは、高校生世代の支援が必要だということで、高校中退の支援とかもすごく重要だと思う。高校の後で、行きたかったら大学とか専門学校にも行けるという話をするとき、お金の問題も出てくるので、親子を対象にした、教育資金相談会のようなことをやったときに、高校1年とか、高校2年が親子で参加してくる家庭が非常に多い。親にとっては子供が希望なので、最初は無理だと思っていたけれども、様々な制度がある中で、子供が行きたいのだったら応援してあげたいとか、もう少しここが増えれば、行かせられるというように、子供の将来が見えてくる中で、親も意欲が出てくる。そのところを、更に就職支援とか、例えば、非正規の方をどう正規にワンステップ上げていくかというようなことが連携していくと、非常に良い連携ができると思う。非常に根本的なところで保護者の収入を上げていくとか、私もよく言うのだが、そもそも最低賃金を上げてほしいなどもあるが、子供の貧困対策として考えたときに、子供を軸としながら保護者の方の収入を上げていくような施策とか、より良い組み合わせは考えられるのではないかと思う。

（ 栗原構成員 ）

教育支援という点について、少し述べたい。現状の教育では、例えば、大学では学校推奨の教材だったり、又はゼミ合宿だったり、名目上任意で選んでもいいけれども、実質的に強制になっているもののコストが非常にかかっていると感じている。

これは、中学、高校に関しても言えることだと思っており、例えば、学校の授業のために必要な筆記用具の費用や修学旅行など、任意であっても、必要不可欠なもののコストというのが非常にかかっている。やはり、そういうものがないと学校生活を送る上で非常に負担が大きかったり、仲間や友達をつくることができなくなったりして、結果的に孤立につながっている。

だからこそ、実際、当事者が何を感じて、何に困難を感じているのかという部分の声が非常に必要だと感じている。

（ 宮本座長 ）

栗原構成員は、あしなが育英会から奨学金をもらいながら大学生活を送っているが、今、話されたようなことというのは、かなりあったのか。

（ 栗原構成員 ）

あった。自分自身、高校のときから奨学金で全額授業料を支払って、高校、大学と進学しているが、高校生のときは、携帯を持つことができなかった。自分のときの高校生活というのは、ほとんど皆スマートフォンや携帯電話を持っているというのが当たり前だったため、（携帯電話を持っていないと）コミュ



ニケーションをそもそもとることができないので、やはり、孤立感だったり、孤独感を感じる部分というのは強かったと思う。また、大学においても、ゼミに所属する中で、ゼミ合宿だったりとか、名目上任意のものであるけれども、実質的強制なものに、参加しなければいけないというときは、そういったところで借金をつくってでも行かないといけないものだったりとか、その負担が、例えば、自分が社会人になったときにのしかかってくるという部分は、自分自身も、これから大変だなと感じている。

（新保構成員）

資料2の16ページ。これは、所得動向と学歴、SESの指数と子供の学力の関係ということ調べたものである。

なぜ、このようなデータの結果が見られるのかということを考えてみると、先ほども話したが、とりあえず、出産をしてからということにするが、出産してから数年間の子供を養育しながら経済的な所得を確保するということの難しさを意味しているのだろうと思う。所得が低い家庭の中で、もともと経済的に不安定な家庭の中で出産が起こり、経済的支援がまだまだ乏しい中で生活をし、かつ子供を育てるといったことの難しさを表現しているのだろうと思う。

もし、経済的支援が必要であるとするならば、子供が生まれてからずっと成人するまで経済的支援を充実するのは、望ましいのかもしれないが、どこかにウェイトを置くとするならば、生まれてから1年のところに投資をすべきではないかと思う。1年若しくは乳幼児期全部になるのかもしれないが、比較的早い段階で投資を行って、この段階における子育てということ安定してやっていただく、それによって、保護者の姿勢や働きかけ、非認知スキルの高さなどに対する肯定的な影響が出る可能性があるのではないかと思う。

宮本座長が話された経済的支援は、とても大事だと思う。特に、生活困窮者自立支援事業の中でやるべきことというのはたくさんあると思うが、子供の貧困対策に関する有識者会議の中で、特にウェイトを置くとするならば、出産から乳幼児期にかけての経済的支援を充実し、母親、父親に対する就労支援を充実しながら経済的支援を行うということをセットで行っていくということが有効ではないかと思う。

そして、子供が少しずつ成長していく中で、他の子供と会話をしたり、遊んだりしている姿を見て、母親や父親も勇気づけられて働こうという気になる、もっと収入の高い仕事に挑戦しようという気持ちになる、そういう事例を今まで見てきた。

1年間若しくは数年間経済的にしっかりサポートして就労支援をしながら子育てをやっていただくことが、とても大事な子供の貧困対策になり得るのではないかと考える。

(宮本座長)

今、何人かの御発言の中で、現在の大綱は必要なことをずっと並べているが、5年やった結果として、支援の構造化、ここが非常に重要だろうと、限られた資源の中で、どこに一番ポイントを置きながら、それがどのような形で波及していくかというような見通しが必要だという感じがする。

(武藤構成員)

私どもの児童養護施設等に来る子供たちの状況を見ると、要保護になった状態の子供たちは今、全国に4万人から4万5,000人程度いる。

その手前の要支援の家庭に各支援者がかかわるとのことなのだが、具体的に言うと、やはり、地域の人たちがかかわるとのことになる。地域で子供にかかわる人たちは結構いるが、その人たちのネットワークがずっと必要だと言われながら、十分形成されている地域と、そうではない地域があって、それから、人も十分配置ができているところと、そうではないところがある。

先ほど、私は、地域格差と言ったが、そういう意味からすると、国がその格差をどうするかということについては、やはり、十分ではないところにちゃんとしたソーシャルワーカーを含めた、地域でしっかり子育て支援をする人たちをちゃんと束ねていく人たち、こういうところにしっかり予算を国のほうで投入するというか、スクールソーシャルワーカーについても、以前からすると、随分配置されていると思うが、もっと地域支援をする専門家よりも、そういう人たちをもう少し地域に配属させるような、そういう仕向けを国のほうで相当しなければいけないのではないかと。

主体的にやる地域は割とやっていると思うが、やっていない地域には、国のほうからもっと仕向けてもいいのではないかと。そこに予算や人をしっかり配置するということも含めてやる必要があるし、是非、この後の5年間は、各都道府県や各地域でしっかりした支援ができていのかどうかということも細部にわたる調査もしながら、手の届くような支援をするということが必要なのではないかと思う。

(山野構成員)

先ほどの新保構成員の話にもあったが、昨日も学会があって発表をしたが、大阪の10万件の調査で、中2の女子の3分の1が何らかの不安を抱えている。これから予防的な意味で、どうやって子供たちが親になっていくか考えていくと、女性の特別な課題もあると、宮本先生からも話があった。

そういうことを考えていくと、もちろん対立意見ではないのだが、乳幼児が一番大事で、経済がもっと大事で、今一番課題になっている、学校と教育の連携の課題になっているところと言うと、学習支援とか、NPOが、もちろん一生懸命やっているのだが、個人情報があるので、本当に必要な子供が行っているか

ということは、全くチェックがされない状況である。

そういう意味では、個人情報全部流したらいいという意味ではなく、義務教育の全ての子供たちを把握しているところと、福祉や地域とがうまくつながる仕組み、情報共有するのではなくつながる仕組みをうまくつくりたいと、武藤構成員も言われたように、頑張っている自治体、頑張っているNPOだけになってしまう。そこは、何らか国が仕組みの提案とかをつくるということを提示し、大綱として実行可能なものにしていくこととして何か入れ込めないかなと思う。  
(末富構成員)

国と都道府県と市町村のそれぞれの役割というものを整理したり補い合うということも、次の大綱で必要かなと思っている。

具体的に、どのようなときに、それを思うかということ、高校の入進学時なのだが、現在、高校入学のときは、一時金というのが、国の政策としてはない。中学までで就学援助が切られてしまうので、市町村によっては、高校入学のときに制服代や教科書代が必要だからと、そのときの支援をするけれども、ない自治体のほうが多い。

例えば、高校入学時の一時金支援といったものが、恐らくは就学援助等中学生までの支援が市町村行政で、高校以降は都道府県がメインの行政主体となるのではないかなと思うが、市町村、都道府県、国の間でどの主体が、高校入学時の、特に困窮世帯の子供に入学時の支援をするかといったようなところが、まだ、役割分担ができていないので、もう少し明確化できると良い。

同じようなこととして、実は、高大接続改革が、もう2年後に迫っているのだが、英語4技能試験の民間試験活用がある。民間試験を受ける受験料については、現在、貧困世帯の子供たちへの支援は、まだ検討されていないのではないだろうか。

これは、当事者の声として、大学受験が変わるのが怖いと、私たちは英検を受けるお金はないと聞く。ほかの子に比べると、たくさん受けられないし、怖いという声は実際にある。

そうしたときに、それを住んでいる基礎自治体で、例えば、支援できるのか、あるいは都道府県として支援するのか、国として、これは国の主導する教育改革だから、国の支援策を講じるのかといったような、例えば、教育分野について見れば、そのように国と都道府県と市町村の役割分担だとか、お互いにサポートし合える関係というのが、もっと明確化すると、一層切れ目のない支援につながるということを申し上げたいと思う。

#### 4．閉会

(宮腰内閣府特命担当大臣)

本日は、構成員の皆様より幅広い、貴重な御意見を賜り、感謝申し上げます。

今日に至るまでの様々な対策に一定の評価をいただくとともに、まだまだ対策を充実させていく必要があると感じている。

先日、NPO法人キッズドアが江戸川区で実施している学習支援の現場を拝見した。

江戸川区長から、江戸川区の行政としての取組についても説明いただき、平成27年に2,000名、平成28年に1,500名、民生児童委員、保育士、幼稚園教諭、子育てにかかわる方々など、家庭の中の事情まで知っている方々から、しっかりとアンケートをとったと伺った。

先ほど、山野辺構成員や金子構成員からもお話をいただいたが、地方行政がどうかかわっていくかが重要。

現実には一軒一軒の家庭の事情は、地方自治体が関与しないと実は全く分からない。誰がどういう支援を必要としているか、あるいはどういう支援を受けているかということも含めて、地方自治体の関与なくして、一人一人に対するきめ細かな手当というのは、なかなか困難ではないかということを実感してきた次第。

国や県や行政が、現場で頑張っている方々と、どう連携をして、この子供の貧困対策に取り組んでいけるかというのが、これからの大きな課題ではないかと思う。

相談したいことがあれば、確実に相談できる場所及び体制をつくっていく必要があるのではないかと考えている。

新たな大綱案の作成に向け、今後とも忌憚のない御意見を賜るよう、よろしくお願い申し上げたい。

(以 上)